

平成 16 年（行ウ）第 43 号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
 原告 秋山博 外 18 名
 被告 群馬県知事 外 1 名

準備書面（18）

平成 20 年 2 月 29 日

前橋地方裁判所民事第 2 部合議係 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義聖



被告群馬県知事指定代理人

角田修一



同

新井敏



同

村上行正



同

奥野幸二



同

齊藤一之



同

五鬼田伊佐央



同

田口伸也



同

木村芳雄



同

荒井



同

後藤



同

桐生利一



同

桑子悦子



被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉豊人



同

武井公仁



同

内田



同

高橋



第1 水資源開発促進法による群馬県知事に対する意見聴取の内容

ハッ場ダム建設事業の関係法令における位置付け等については、被告ら準備書面（1）の2の（1）ないし（3）4～9頁において述べたところであり、また、ハッ場ダム建設事業費の関係都県等の負担割合等を定めた特定多目的ダム法4条に基づく「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」の策定・変更する際の同法に定められた関係都道府県知事及びダム使用権設定予定者としての群馬県知事に対する意見照会とこれに対する意見については、被告ら準備書面（3）の第1の2の（1）8・9頁において詳述したところである。

本書面において、ハッ場ダム建設事業に関して、水資源開発促進法に定められた関係都道府県知事に対する意見聴取に対し群馬県知事が提出した意見の内容について説明し、被告ら準備書面（1）及び同書面（3）を補充する。

1 水資源開発促進法に基づく水資源開発促進計画の策定・変更に係る群馬県知事の意見

水資源開発促進法4条1項の水資源開発基本計画を策定しようとするときは、同項の規定により関係都道府県知事の意見及び国土審議会の意見を聞くこととされている。また、同基本計画を変更しようとするときも、同条5項において準用する同条1項の規定により関係都道府県知事の意見及び国土審議会の意見を聞くこととされている。

(1) ハッ場ダム建設事業が実施される利根川水系については、昭和37年8月17日の閣議決定を経て、同水系に係る水資源開発基本計画（通称フルプラン）が決定され（昭和37年8月20日総理府告示第30号。乙7号証）、その後23回の変更等（最終変更是平成14年12月10日）を経て、現行の「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」となっている。

(2) ハッ場ダム建設事業は、昭和51年4月の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画に初めて位置付けられたものであるが、この際の国

(当時は内閣総理大臣)からの群馬県知事に対する意見聴取についての照会は昭和51年2月21日付けで求められ、群馬県知事は、昭和51年3月31日付けで要望を付して異議のない旨の回答を行っている(乙230号証)、そして、国は、関係都県知事の回答を経て、昭和51年4月16日の閣議決定を経て利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(昭和51年4月21日総理府告示第19号。乙8号証)を決定したものである。

(3) また、昭和63年2月の変更では、八ッ場ダム建設事業の予定工期について「昭和42年度から昭和75年度まで」と追加されているが、この変更のための意見聴取が内閣総理大臣から昭和62年12月1日付けで求められ、群馬県知事は、昭和62年12月23日付けで要望を付して異議のない旨の回答を行っている(乙231号証の1及び2)。そして、国は、昭和63年2月2日の閣議決定を経て利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(昭和63年2月6日総理府告示第3号。乙9号証)を決定したものである。

(4) さらに、平成13年9月の変更では、八ッ場ダム建設事業の予定工期を昭和42年度から平成22年度までとする変更が行われているが、この変更のための意見聴取が平成13年6月7日付けで国土交通大臣から求められ、これに対し群馬県知事は、平成13年6月28日付けで異議がない旨の回答を行っている(乙232号証の1及び2)。そして、国土交通大臣は、平成13年9月14日の閣議決定を経て水資源開発基本計画(平成13年9月18日国土交通省告示第1458号。乙10号証)を改定したものである。

なお、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画は、平成14年12月10日に最終の一部変更が行われ、現行の基本計画になっているが、当該一部変更は、思川開発事業等の一部変更や群馬用水施設緊急改築事業を追加するもので、八ッ場ダム建設事業に関するものではない。

第2 ハッ場ダム使用権の設定に関する補充

特定多目的ダム法4条に基づくハッ場ダムの建設に関する基本計画は、関係都県知事及びダム使用権設定予定者の意見を聴いて昭和61年7月10日に作成されたことは、被告ら準備書面（1）の2の（3）6～8頁、同準備書面（3）の第1の2の（1）7～9頁に述べたが、同法15条に基づく群馬県のダム使用権の設定の申請について、以下のとおり補充する。

群馬県におけるハッ場ダム建設事業への参画の利水上の必要性については、被告ら準備書面（1）の5の（2）12～15頁で述べたとおり、県央地域広域的水道整備計画及び東部地域広域的水道整備計画において不足する水源について利根川地表水の開発（東部地域広域的水道整備計画においてはハッ場ダムと明記）によって確保することとしたこと、工業用水においても地下水位の低下や地盤沈下等が懸念される地域の自然環境保全を図るためにハッ場ダムから水資源の確保を図ることとしたことから、昭和60年11月9日に特定多目的ダム法15条の規定に基づき、建設大臣（現国土交通大臣）にハッ場ダムの使用権の設定を申請したもの（乙233・234号証）である。この申請を受け、建設大臣は、昭和60年11月のハッ場ダムの建設に関する基本計画（案）に群馬県等をダム使用権設定予定者と位置付け、同法4条に基づく関係都県知事及びダム使用権設定予定者の意見聴取とその同意を得て、昭和61年7月10日にハッ場ダムの建設に関する基本計画が作成されたものである。

なお、被告ら準備書面（1）の2の（3）7頁、同準備書面（17）の第2の1（5・6頁）で述べているとおり、水道事業においては近年の水需要の減少に伴い、平成15年11月10日に特定多目的法第15条の規定に基づき、国土交通大臣にハッ場ダムの使用権の変更を申請し（乙235号証）、平成16年9月にハッ場ダムの建設に関する基本計画の第2回変更が行われたことから、群馬県の水道事業におけるハッ場ダムの参画量が1日最大26

万 9 0 0 0 立方メートル（3. 0 2 0 立方メートル／秒）（県央第二水道用水供給事業 1 日最大 1 7 万 2 8 0 0 立方メートル（2. 0 0 0 立方メートル／秒）、東部地域水道用水供給事業 1 日最大 4 万 4 0 0 0 立方メートル（1. 0 2 0 立方メートル／秒））から 1 日最大 1 7 万 2 8 0 0 立方メートル（2. 0 0 0 立方メートル／秒）（県央第二水道用水供給事業 1 日最大 1 2 万 9 0 0 0 立方メートル（1. 4 9 0 立方メートル／秒）、東部地域水道用水供給事業 1 日最大 4 万 4 0 0 0 立方メートル（0. 5 1 0 立方メートル／秒））に変更された。

また、現時点では将来も含めて、八ヶ場ダム建設事業への参画が必要であることは、被告ら準備書面（14）第2の2～4（6～11頁）、同準備書面（17）の第2（4～8頁）に述べたとおりである。